

件名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例
主管課	情報政策課
根拠法令等	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (平成25年5月31日公布、平成28年1月1日ほか施行)
<p><b>【廃止の概要】</b></p> <p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部が改正されたことに伴い、平成28年1月1日から、知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みが廃止され、地方公共団体情報システム機構が認証業務（電子証明書の発行並びに失効情報及び失効情報ファイルの提供）を行うこととされたことから、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する。</p>	
施行日	平成28年1月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	